

富士市公告第 89 号

下記業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 7 年 4 月 2 日

富士市長 小長井 義正

1 業務概要

- (1) 業務名 令和 7 年度 庁内 O A 化用端末（シンククライアント）・テレワーク用通信サービス調達業務
- (2) 業務内容 庁内 O A 化端末として仮想デスクトップへ接続するシンククライアントにテレワーク利用を目的とするモバイル通信及び閉域網等の通信サービスを合わせて調達する。
- (3) 履行期間 端末賃貸借期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日
テレワーク環境事前作業 利用申込日から令和 7 年 10 月 31 日まで
通信サービス利用開始日 令和 7 年 11 月 1 日から（最低利用期間 5 年以内）
- (4) 限度額 端末購入費 258,600,000 円
通信サービス利用料 7,414,825 円（令和 7 年度 5 か月総額）
月額 1,482,965 円（目安）
（消費税及び地方消費税額を含まない。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、(1)及び(2)に掲げる事項については満たすことが望ましく、(3)以降に掲げる事項についてはこれを全て満たすものとする。

- (1) 財団法人日本適合性認定協会または海外の認定機関により認定された審査機関による ISO9001 の認証又はこれらと同等の認証を有していること。
- (2) JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001) の認証を取得しているか財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)が定める個人情報取扱に関する認定制度であるプライバシーマークを取得していること。
- (3) 本調達と同規模の調達を 1 次受託した実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）

に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。

- (6) 令和7年度富士市競争入札参加資格審査登録者であること。
- (7) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和7年4月2日（水）から同年5月2日（金）まで
- (2) 交付書類

庁内OA化用端末（シンククライアント）・テレワーク用通信サービス調達業務プロポーザル実施要領

庁内OA化用端末（シンククライアント）・テレワーク用通信サービス調達業務仕様書

- (3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

富士市ウェブサイトのURLは、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/hngtk1000000okxq.html>

なお、提案書等作成要領は、参加表明を行った者に別途交付する。

4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和7年4月2日(水)午前8時30分から
同年4月18日(金)午後5時15分まで
- (2) 受付方法 参加表明に関する質問書(様式1)に記入の上、電子メールで送付し、事務局(デジタル推進室情報システム課)へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス oa_replace2025@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2806(直通)
※日曜日及び土曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで対応
- (3) 質問回答日 令和7年4月22日(火)
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトへの掲載
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本事業のプロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年4月2日(水)から同年4月11日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 提出先 富士市役所デジタル推進室情報システム課(富士市消防防災庁舎4階)
- (3) 提出方法 持参(日曜日及び土曜日を除く。)又は郵送。なお、電子メールによる送付が期限内であれば原本の到着日時は問わないものとする。
- (4) 提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式1	1部
2	会社概要書	様式1ー1	1部
3	過去5年以内の実績表	様式1ー2	1部

6 手続日程

No.	項目	実施日	備考
1	公告	令和7年4月2日(水)	
2	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	令和7年4月11日(金)	持参又は郵送による提出
3	仕様書、企画提案書等に関する質問書提出期限	令和7年4月18日(金)	電子メールによる提出
4	仕様書、企画提案書等に関する質問回答の公表	令和7年4月22日(火)	富士市ウェブサイトへの掲載
5	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和7年5月2日(金)	持参又は郵送による提出
6	企画提案書等提出期限	令和7年5月2日(金)	持参又は郵送による提出

7	プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年5月7日（水）～ 8日（木）	
8	優先交渉権者の特定等 結果通知	令和7年5月12日（月）	電子メールによる通知及び 富士市ウェブサイトへの掲載
9	構築業務委託契約	令和7年5月下旬	
10	物品賃貸借契約指名競争 入札	令和7年6月上旬	
11	物品賃貸借契約	令和7年6月上旬以降	賃貸借期間は5年間

7 その他（留意事項）

- (1) 参加表明書、提案価格書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書、提案価格書及び企画提案書が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者等についての質問は一切受け付けない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書提出後において、記載された内容の変更を認めない。また、参加資格確認書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。
- (7) 特定された企画提案書の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。
- (8) 本プロポーザルは、最も評価の高い企画提案書の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。
- (9) 契約手続に当たり、最も評価の高い企画提案書の提出者の特定後に確定する正式な業務仕様書に基づき、再度提案価格書を提出すること。
- (10) 詳細は、上記3により交付する庁内OA化用端末（シンクライアント）・テレワーク用通信サービス調達業務プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。